

令和2年 第2回
羽幌町国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 : 令和2年 6月24日(水) 午後4時30分より
場 所 : 羽幌町役場 第1会議室

議 事 日 程

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 議 題

議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

4. 報 告

報告第1号 平成31年度国民健康保険事業経理状況について

5. そ の 他

①新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について

②今後の賦課限度額改定の方向性について

6. 閉 会

議案第1号

国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について

このことについて、別紙の内容を議題とします。

報告第1号

平成31年度国民健康保険事業経理状況について

このことについて、別紙のとおり報告を受けます。

羽幌町国民健康保険運営協議会説明会資料

令和2年6月24日（水曜日）

- 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について
- 2 国民健康保険事業経理状況について

羽 幌 町 福 祉 課

1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられております。

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額引き上げが、新制度で3年連続となり、基礎賦課額が2万円引き上げとなり、基礎賦課額63万円、後期高齢者支援金等賦課額は前年度同額で据え置き、介護納付金賦課額については1万円引き上げとなりました。

●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行ってきており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合 計
平成21年度改正(平成22年度賦課分)	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正(平成23年度賦課分)	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正(平成24年度賦課分)	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正(平成27年度賦課分)	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度改正(平成28年度賦課分)	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度改正(平成29年度賦課分)	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度改正(平成31年度賦課分)	58万円	19万円	16万円	93万円
平成31年度改正(令和2年度賦課分)	61万円	19万円	16万円	96万円

上記のとおり、羽幌町の制度改正による賦課限度額の引き上げについては、条例改正後に遡及適用させていないことから、翌年度賦課分から地方税法上の賦課限度額を適用しており、低中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、本町の国民健康保険税の賦課限度額を次のとおり改正を行う予定であります。

●羽幌町の賦課限度額の推移(案)

令和2年度改正(令和3年度賦課分)	63万円	19万円	17万円	99万円
-------------------	------	------	------	------

2 国民健康保険事業経理状況について

(単位:円)

収 入					支 出						
科 目		令和元年度	平成30年度	増減額	科 目		令和元年度	平成30年度	増減額		
① 保険税	一般被保険者	①医療給付費分	128,266,030	130,559,825	△ 2,293,795	① 総務費		43,648,035	42,915,872	732,163	
		②後期高齢者支援金分	42,455,387	43,897,912	△ 1,442,525		② 一般被保険者分	①療養給付費	478,387,571	468,425,760	9,961,811
		③介護納付金分	18,928,854	20,368,264	△ 1,439,410			②療養費	3,222,190	3,104,884	117,306
	小計	189,650,271	194,826,001	△ 5,175,730	小計			481,609,761	471,530,644	10,079,117	
	退職等被保険者	①医療給付費分	0	167,596	△ 167,596		①高額療養費	67,098,515	59,351,867	7,746,648	
		②後期高齢者支援金分	0	55,389	△ 55,389		②高額介護合算療養費	0	0	0	
		③介護納付金分	0	48,103	△ 48,103		③出産育児諸費	2,100,000	2,940,000	△ 840,000	
	小計	0	271,088	△ 271,088	④葬祭諸費		360,000	300,000	60,000		
	合計	189,650,271	195,097,089	△ 5,446,818	計		551,168,276	534,122,511	17,045,765		
	② 道支出金	①保険給付費等交付金(普通交付金)	558,800,950	535,715,674	23,085,276		② 退職等被保険者分	①療養給付費	0	315,987	△ 315,987
②特定健康診査等負担金		1,662,000	1,842,000	△ 180,000	②療養費	0		5,537	△ 5,537		
③特別調整交付金		3,625,000	2,998,000	627,000	③高額療養費	0		0	0		
④都道府県繰入金		13,982,000	9,918,000	4,064,000	④高額介護合算療養費	0		0	0		
⑤保険者努支援分		2,355,000	1,654,000	701,000	計	0		321,524	△ 321,524		
⑥健康増進事業道補助金		105,000	55,380	49,620	①審査支払手数料	1,254,253		1,307,664	△ 53,411		
合計	580,529,950	552,183,054	28,346,896	合計	552,422,529	535,751,699	16,670,830				
③ 繰入金	①保険基盤安定(保険税軽減分)	26,993,725	28,276,075	△ 1,282,350	③国民健康保険事業費納付金	①医療分	173,919,000	179,157,000	△ 5,238,000		
	②保険基盤安定(保険者支援分)	17,309,105	17,863,117	△ 554,012		②支援分	52,121,000	52,586,000	△ 465,000		
	小計	44,302,830	46,139,192	△ 1,836,362		③介護分	18,487,000	19,755,000	△ 1,268,000		
	①事務費	38,864,683	37,893,820	970,863	合計	244,527,000	251,498,000	△ 6,971,000			
	②出産育児一時金	1,400,000	1,960,000	△ 560,000	④保健事業費	①保健事業費	6,458,188	6,834,487	△ 376,299		
	③財政安定化支援事業	9,153,000	10,614,000	△ 1,461,000		②特定健康診査等事業費	9,517,767	7,544,054	1,973,713		
④国庫・道費負担金減額分	1,544,356	919,008	625,348	合計		15,975,955	14,378,541	1,597,414			
⑤保健事業費に係る繰入金	0	8,602,161	△ 8,602,161	⑤ 諸支出金	①療養給付費等負担金返還金	0	42,611,530	△ 42,611,530			
⑥決算補填分	0	752,786	△ 752,786		②療養給付費交付金返還金	0	1,112,017	△ 1,112,017			
合計	95,264,869	106,880,967	△ 11,616,098		③保険税還付金	1,141,600	666,200	475,400			
④ 諸収入	①雇用保険料	11,052	11,052		0	④特定健診・保健指導負担金精算還付金	330,000	326,000	4,000		
	②第三者納付金	0	0		0	⑤高額医療費共同事業負担金返還金	0	355,060	△ 355,060		
	③国保給付費返納金	89,950	31,136	58,814	合計	1,471,600	45,070,807	△ 43,599,207			
	④集団検診負担金	1,042,000	1,001,000	41,000							
	⑤指定公費負担金	1,535	5,481	△ 3,946							
	⑥公務災害補償基金負担金	1,605	0	1,605							
合計	1,146,142	1,048,669	97,473								
小計(単年度収入)	866,591,232	855,209,779	11,381,453	小計(単年度支出)	858,045,119	889,614,919	△ 31,569,800				

単年度収支差	8,546,113	△ 34,405,140	42,951,253
--------	-----------	--------------	------------

⑤ 基金等繰入金	0	0	0	⑥ 基金等積立金	0	0	0
⑥ 繰越金	894,980	35,300,120	△ 34,405,140				

⑦ 収入合計	867,486,212	890,509,899	△ 23,023,687	⑦ 支出合計	858,045,119	889,614,919	△ 31,569,800
--------	-------------	-------------	--------------	--------	-------------	-------------	--------------

収支差引残	9,441,093	894,980	8,546,113
-------	-----------	---------	-----------

5. その他 説明資料

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯への国民健康保険税の減免について

【対象となる年度】

令和元年度、令和2年度

【対象となる期間】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの
(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)

【対象となる世帯】(※1又は2に該当する世帯)

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病^{※1}を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の(1)から(3)までの全てに該当する世帯
 - (1)主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、令和元年分の当該事業収入等の10分の3以上
 - (2)主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額が1,000万円以下
 - (3)主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年分の所得が400万円以下

※1重篤な傷病とは、1ヵ月以上の治療を有する場合など症状が著しく重い場合。

【減免の割合】

- 1 上記の1に該当する場合 … 全額免除
- 2 上記の2に該当する場合 … 表1で算出した対象保険税額に表2の減免割合を乗じた額

<表1>

$$\text{対象保険税額} = (\text{A}) \times (\text{B}) \div (\text{C})$$

(A)：世帯の保険税額

(B)：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年分の所得額

(C)：主たる生計維持者及び世帯内の全被保険者の令和元年分の合計所得金額

※(B)÷(C)は、主たる生計維持者の所得が世帯全体に占める割合。

<表2>

主たる生計維持者の 令和元年分の合計所得金額	減免割合
世帯の主たる生計維持者の事業等の 廃止又は失業 ^{※1} の場合	10分の10
300万円以下であるとき	
400万円以下であるとき	
550万円以下であるとき	
750万円以下であるとき	
1,000万円以下であるとき	

※¹主たる生計維持者の失業のうち、会社都合等による退職により、「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となり、減免の対象外となります。

【申請期限】

令和3年3月31日

【必要書類等】

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 国民健康保険税減免に係る事業収入等申告書
- 3 事業収入等の減少を証明する書類
(※令和元年分及び令和2年分の売上帳簿、給与明細書などで、事業収入等のいずれかの減少額が10分の3以上となることを証明できる書類)
- 4 医師の診断書(※主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合)

【例】

1 主たる生計維持者の事業所得と妻の給与所得がある世帯の場合

- ・被保険者 世帯主、妻
 - ・世帯所得 世帯主 400万円、妻 200万円
(世帯主の前年所得が400万円以下で、減免割合10分の8に該当)
 - ・年税額 602,000円
 - ・計算式
 - ・対象保険税額 = 602,000円 × 4,000,000円 ÷ 6,000,000円 = 401,333円
 - ・減免額 = 401,333円 × 8/10 = 321,066.4円
- ∴ 321,100円

2 今後の賦課限度額改定の方向性について

●羽幌町の賦課限度額改定の現状について

羽幌町の賦課限度額改定については、地方税法が改正された翌年から適用しております。令和2年度においては、地方税法と同様（以下国基準とする。）に改定を行っている市町村と比較すると羽幌町の賦課限度額は3万円低くなっています。

今後、羽幌町の賦課限度額を国基準に合わせて改定することの検討を進めたいと考えております。

●賦課限度額を国基準で改定することを検討する理由について

①北海道内加入者の負担公平化

平成30年度の国保制度改革により、北海道と市町村は加入者負担の公平化（道内どこに居住しても、同じ所得の世帯であれば同じ保険料）を目指し協議、検討を進めています。仮に、北海道で1つの保険税率が設定された場合、賦課限度額が各市町村で設定されていると加入者負担の公平化を達成することが不可能になります。負担公平化をするためには賦課限度額も国基準での改定に合わせる必要があります。

②羽幌町内加入者の応能負担の公平化

各市町村は保険税や交付金、繰出金の一部を財源にして、納付金として示された金額を北海道へ納付します。現在の保険税率で納付金を賄うことが出来なくなった場合は、納付金を確保できる保険税率に改正を行う必要があります。

一般的に保険税率を引き上げた場合、高所得世帯の負担の増加は小さく、低中所得世帯の負担の増加が大きくなります。低中所得世帯の負担軽減の観点から賦課限度額の国基準での改定を行い、資力に基づく負担の公平化を検討する必要があります。

●今後の見通しについて

令和3年度以降の地方税法改正についての情報は現段階ではありません。

今後の情報や、羽幌町の状況を考慮し検討を進める予定であります。

令和2年 第2回

羽幌町国民健康保険運営協議会 議 事 録

令和2年6月24日

開 会 午後 4時30分

閉 会 午後 5時00分

議事録署名委員

議長 磯崎 清人

委員 西村 敦子

委員 今野 睦子

令和2年第2回羽幌町国民健康保険運営協議会 会議録

会議名 令和2年第2回羽幌町国民健康保険運営協議会

開催日時 令和2年6月24日(水) 午後4時30分から

開催場所 羽幌町役場 4階 第1会議室

出席した委員 磯崎委員、西村委員、太田委員、加藤委員、米山委員、福井委員、
今野委員、大窪委員

欠席した委員 酒井委員

事務局 福祉課 木村課長、木村係長、長澤主事、山岸主事補
財務課 廣谷係長

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

議題 議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について
報告第1号 平成31年度国民健康保険事業経理状況について

令和2年第2回 国保運営協議会議事録	
事務局 木村課長	開会宣言
事務局 木村課長	成立報告 委員9名中8名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。
駒井町長	挨拶
議長（磯崎会長）	挨拶
駒井町長	※公務のため退席
事務局 木村課長	羽幌町国民健康保険条例施行規則第5条により、議長（磯崎会長）と進行を交代。
議長（磯崎会長）	議事録署名委員の指名 羽幌町国民健康保険条例施行規則第11条第2項により、議長が西村委員と今野委員を指名。
議長（磯崎会長）	議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正(案)について事務局に説明を求める。
事務局	議案第1号について説明
議長（磯崎会長）	議案第1号について質疑等は無いでしょうか。
委員全員	質疑等無し。議案第1号について全員が承認
議長（磯崎会長）	報告第1号 平成31年度国民健康保険事業経理状況について事務局に報告を求める。
事務局	報告第1号について報告
議長（磯崎会長）	報告第1号について質疑等は無いでしょうか。
委員全員	質疑等無し。報告第1号について全員が承認
議長（磯崎会長）	その他① 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について事務局に説明を求める。
事務局	その他①について説明
議長（磯崎会長）	その他①について質疑等は無いでしょうか。
福井委員	新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免は羽幌町独自で行っているのか。
事務局	全国一律での基準で実施している。
委員全員	その他質疑等無し。

議長（磯崎会長）	<p>その他②</p> <p>今後の賦課限度額書いての方向性について事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>その他②について説明</p>
議長（磯崎会長）	<p>その他②について質疑等は無いですでしょうか。</p>
米山委員	<p>賦課限度額を国基準で改定することについて、改定を道からの指示に基づいて実施しているならば、検討する必要がないのでは。</p>
事務局	<p>羽幌町で賦課限度額まで支払っている加入者が他市町村に転出したときに課税額が変わってしまうことから、北海道一律の基準に統一を目指している。</p>
米山委員	<p>そういうことではなく、結局道からの指示があるならば、羽幌町ではそれを承諾するしかないのでは。</p>
事務局	<p>賦課限度額について、道から方向性を示されたり、地方税法により定められているが、市町村判断により決定することになる。</p> <p>将来的な状況を踏まえ今回説明させて頂いた。</p> <p>現在、1年遅れの改定を実施しており、北海道からの指導もあるため北海道一律の基準に合わせることを検討したい。</p>
加藤委員	<p>応益負担について、調整する方法は現状あるのか。</p>
事務局	<p>北海道から納付金額が示されるが、合わせて納付金を賄うための税率が標準保険税率として示されている。</p> <p>これは応益・応能負担を調整された税率が示されている。</p>
加藤委員	<p>応益負担というのは、患者さんが受診した際に得られる健康になるという利益のことであって、それに対する賦課の調整というのは現状あるのか。</p>
事務局	<p>医療費に応じて調整するということは現状ない。</p> <p>加入している世帯と被保険者数に応じて課税することになる。</p>
委員全員	<p>その他質疑等無し。</p>
議長（磯崎会長）	<p>その他に質疑等はありませんか？</p>
委員全員	<p>質疑等無し。</p>
議長（磯崎会長）	<p>閉会宣言</p>

羽幌町国民健康保険運営委員名簿

【任期：令和元年6月1日～令和4年5月31日】

区分	委員名	選任年月日	住所	出欠状況
公益	磯崎清人	H 29. 6. 1	栄町 101番地の26	出席
"	西村教子	H19. 06. 01	南町16番地の69	出席
"	太田睦子	H 25. 6. 1	南大通1丁目 25番地	出席
医師等	加藤隆一	H11. 6. 1	南6条5丁目 13番地の1	出席
"	米山一夫	H 25. 6. 1	南3条3丁目 5番地	出席
"	福井俊之	H 25. 6. 1	南大通2丁目 13番地	出席
被保険者	酒井宏幸	平成29. 6. 1	南3条4丁目 9番地の1	欠席
"	今野睦子	令和元. 6. 1	北3条3丁目 9番地の2	出席
"	大窪敦子	令和元. 6. 1	緑町 45番地の18	出席